

子育てに関する 各種手当をご存じですか

▶問い合わせ こども家庭グループ (☎⑤1078)

■ ■ ■ 児童手当 ■ ■ ■

対象 中学校卒業前までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで）を養育している方

手当月額

①所得制限限度額未満の場合

- 3歳未満:15,000円
- 3歳以上小学校卒業前の第1子・第2子:10,000円
- 小学校卒業までの第3子以降:15,000円
- 中学生:10,000円

②所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合

年齢を問わず、児童1人あたり5,000円

③所得上限限度額以上の場合

手当は支給されません（資格消滅となります）

※児童手当が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要になります。

■ ■ ■ 児童扶養手当 ■ ■ ■

対象 父母の離婚などにより、父または母と生計を同一にしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで）、または、政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の方など

手当月額 43,070円

※第2子は10,170円、第3子以降は6,100円を加算。
※所得制限があります。

■ ■ ■ 特別児童扶養手当 ■ ■ ■

対象 政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育している方

手当月額

- 1級（重度）：52,400円
- 2級（中度）：34,900円

※所得制限があります。

■ ■ ■ 災害遺児手当 ■ ■ ■

対象 自然災害や交通事故などにより、父や母が死亡、または父や母が重度の障がい状態にある小・中学生を養育している方

手当月額 10,000円



7月の歯科救急医療

日時	診療所・住所・電話
7月10日(日) 9時～11時	宮武歯科医院 (☎⑤2826) 登別市中央町1丁目4-1
	だて歯科 (☎0142③6480) 伊達市舟岡町24-46
7月17日(日) 9時～11時	水野歯科医院 (☎④4500) 室蘭市東町2丁目19-14
7月18日(月) 9時～11時	横山歯科医院 (☎②2394) 室蘭市母恋北町2丁目3-16
7月24日(日) 9時～11時	みうら歯科 (☎⑤6330) 室蘭市港北町2丁目6-1
7月31日(日) 9時～11時	ちりべつファミリー歯科 (☎④4141) 室蘭市知利別町3丁目5-7

問い合わせ 室蘭歯科医師会 (☎④3522)

かえる食堂からのお知らせ

かえる食堂は、毎月第2・第4日曜日に営業している子ども食堂です。

7月は、10日(日)と24日(日)に美味しい昼食を用意してお待ちしています。

また、カードゲームやオセロなどのゲームで遊んだり、マジックを習ったり、楽しいことをたくさん用意しているので、ぜひお越しください。

※Wi-Fiも利用できます。

日時 毎月第2・第4日曜日
11時～14時30分

※昼食は、12時～13時。

場所 地域食堂ゆめみ～る（幌別町5丁目18-1）

対象 18歳未満の子どもとその保護者

※大人だけの利用はできません。

料金 300円

※子どもは無料です。

問い合わせ 木内さん (☎090-2878-4567)



～ボランティアを募集しています～

月に1回程度、厨房またはフロアの手伝いをしてくれるボランティアを募集しています。

年齢や経験などは問いません。ぜひご連絡ください。

日時 第2・第4日曜日 8時30分～14時30分

※昼食を提供します。

問い合わせ 奈良さん (☎090-2878-4567)